

## 株式会社淀川製鋼所 ディスクロージャー・ポリシー

### 1. 情報開示の基本方針

- ◇ 当社は、株主・顧客・取引先・従業員・地域社会等の全てのステークホルダーに対し、公正で透明性の高い情報開示を適時主体的に行うとともに、さまざまな対話を通じて実効的なコーポレートガバナンスを実現し、中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

### 2. 情報開示の方法

- ◇ 法令および金融商品取引所の規程等に基づき開示が求められる情報は、それぞれ適時適切な方法で開示を行います。
- ◇ 前項以外の情報であっても、ステークホルダーの皆様が必要または有用であると当社が判断する情報は、任意の適時開示、当社ウェブサイトへの掲載またはプレスリリースなど、適時適切な方法を用いて情報開示を行います。
- ◇ 合理的な範囲で、英語による情報の開示・提供を行います。

### 3. 業績・配当予想や将来予測情報の取扱い

- ◇ 当社が開示する業績予想、配当予想、将来見通し、戦略または計画などに関する情報は、開示時点で入手可能な情報や、当社が合理的であると判断する一定の前提に基づいたものであり、数値や結果の実現を確約あるいは保証するものではありません。
- ◇ これらの開示情報については、開示後のさまざまな状況や要因の変化に伴い予告なく変更する場合がありますとともに、実際の結果には予想や見通しとの差異が発生する可能性があります。
- ◇ 実際の投資に際しては、当社が開示した業績予想、配当予想や将来予測情報のみに全面的に依拠して投資判断を行うことはお控えいただき、皆様ご自身の判断で行われますようお願いいたします。

### 4. 沈黙期間

- ◇ 当社は、決算情報の漏えいを防止し公平性を確保するため、通期および四半期決算期日の翌日から当該決算発表日までの沈黙期間として、業績および関連情報に係るご質問への回答やコメントを差し控えさせていただきます。
- ◇ 沈黙期間中に、既の開示済の業績予想を大きく修正する必要性が生じたなどの場合は、金融商品取引所の規程等に基づき適切に適時開示を行います。

### 5. インサイダー情報の管理

- ◇ 当社は、金融商品取引法に定められた「未公表の重要事実（いわゆるインサイダー情報）」について、法令および社内規程に基づき適切に管理を行い、インサイダー取引の未然防止を行います。

### 6. フェア・ディスクロージャー・ルールへの対応

- ◇ 当社は、金融商品取引法に定められた「重要情報」について、法令および社内規程に基づき適切に管理や公表を行います。
- ◇ 「重要情報」の取引関係者を含む社外への伝達は、IR担当役員および担当部門が行うこととしており、伝達を行う場合は同時に公表を行うか、伝達先に守秘義務を課すなど適切に対処いたします。

以上